

四日市市議会 議員政策研究会

人も動物も安心して暮らせる

四日市を考える分科会

調査研究報告書

令和2年6月15日

目 次

1. 調査研究項目 P 1
2. 委員名簿 P 1
3. 調査研究の実施経過 P 1～2
4. 本市における動物愛護事業の現状 P 2～4
5. ボランティア団体関係者との意見交換 P 5～8
6. 分科会における論点整理 P 9～10
7. 分科会協議のまとめ P 10

1. 調査研究項目

(1) 調査研究項目

人も動物も安心して暮らせる共生社会に向けた検討について

(2) 調査研究項目の具体的内容

現在において、飼養動物はかけがえないパートナーとしての役割を果たすようになり、動物の命を大切に思う動物愛護精神も高まりを見せている。そのような意識を受け、国は殺処分をなくしていく取り組みを推進しており、本市としても、引き取りの厳格化や飼い主のいない猫への避妊・去勢手術の補助、ボランティア団体との連携等が行われているが、殺処分ゼロは未だ達成できていない。そして、令和元年度に公布された改正動物愛護管理法では、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を目的として、マイクロチップの装着義務化や自治体が行う措置の機能拡充などが規定された。このような状況から、分科会においては、人と動物との共生社会に向けて、本市の現状と課題についての調査研究を行うとともに、ボランティア団体との意見交換を行う中で今後の方向性を検討することとした。

2. 委員名簿

議員政策研究会 人も動物も安心して暮らせる四日市を考える分科会（9名）

分科会会長	伊藤 昌志	委員	豊田 政典
分科会副会長	村山 繁生	委員	中川 雅晶
委員	笹岡 秀太郎	委員	早川 新平
委員	小林 博次	委員	森川 慎
委員	土井 数馬		

3. 調査研究の実施経過

(1) 令和元年8月7日

- ・分科会長の互選について
- ・分科会副会長の互選について
- ・当分科会の名称について

(2) 令和元年12月6日

- ・今後の進め方について

(3) 令和2年1月14日

- ・動物愛護事業の現状について

(4) 令和2年2月6日

- ・ボランティア団体関係者との意見交換

(5) 令和2年4月7日

- ・当分科会のまとめについて

(6) 令和2年5月11日

・調査研究報告書および提言案について

4. 本市における動物愛護事業の現状

(1) 入口対策（飼い主のいない犬猫を増やさないための対策）

ア. 引き取りの厳格化

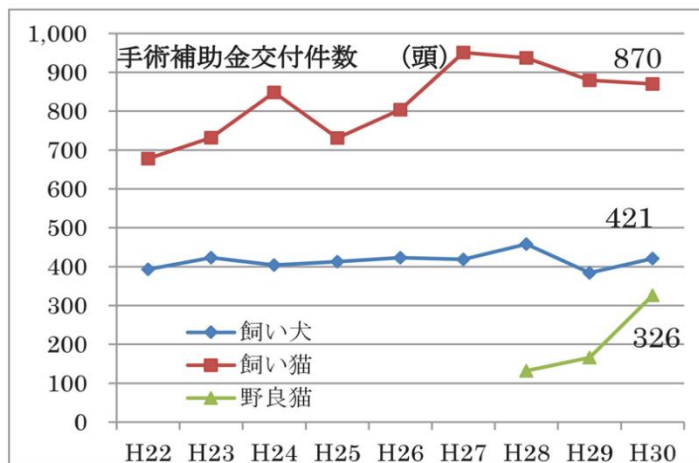
平成25年の動物愛護管理法の改正により、終生飼養に反する理由での引き取り拒否が可能となったことから、引き取りの厳格化が行われている。飼い主から引き取り相談があった場合には、終生飼養を再度検討するよう啓発し、どうしても飼養が難しい場合には、自ら新たな飼い主を探すよう呼びかけている。

イ. 犬猫避妊等手術費への補助

以前は飼われている犬猫が対象であったが、平成28年度からはTNR活動の支援を目的として、飼い主のいない猫が対象に加えられている。

[補助金額（1頭につき）：雌3,000円、雄2,500円]

※TNR活動… 飼い主のいない猫を捕獲し、避妊・去勢手術を行い、元の場所に戻し、猫の繁殖を防止し、見守る活動。



○三重県動物愛護推進センターと協働で、TNR活動を実施した実績

年度	回数	実施頭数	実施地域
平成29年度	5回	58頭	富田、日永、諏訪栄町、笹川、中央緑地公園
平成30年度	3回	47頭	諏訪栄町、坂部が丘、平町、高花平

(2) 出口対策（殺処分に至らないための対策）

ア. 殺処分について

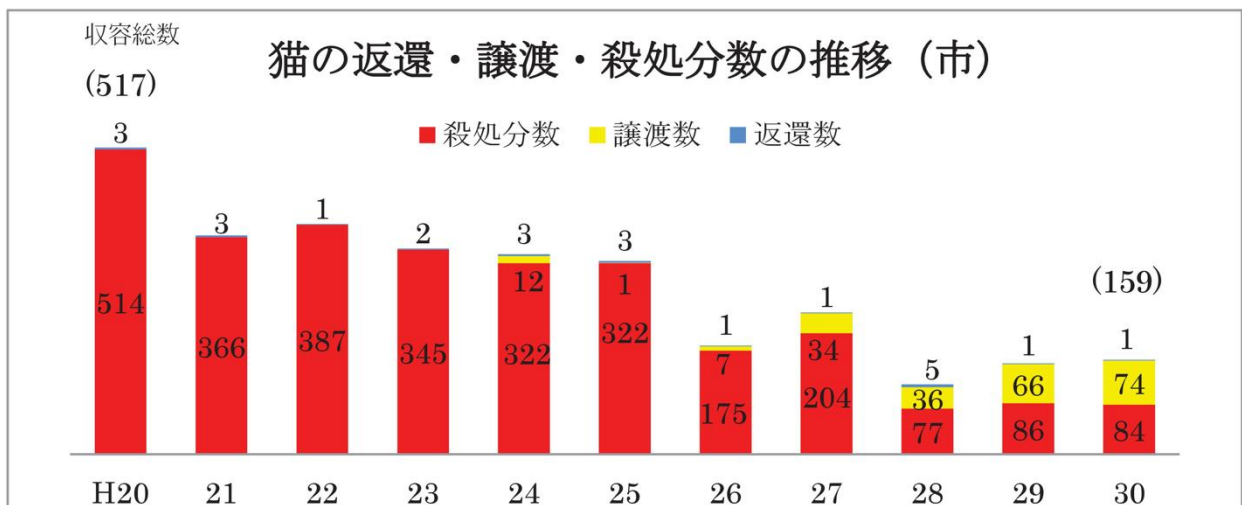
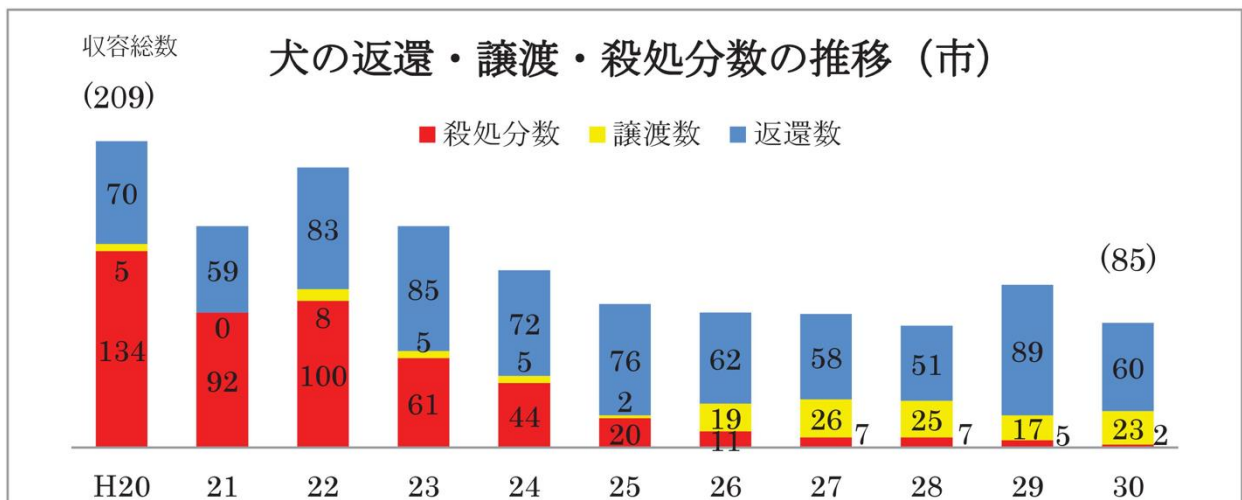
殺処分数については、病気や老齢等により収容後に死亡した犬猫や、重篤な病気や攻撃性の高さから譲渡が困難であるとして殺処分に至った犬猫が含まれる。これらを除いた場合、平成30年度における犬の殺処分数はゼロ、猫の殺処分数は14頭となる。そのため、特に猫について、殺処分ゼロに向けた取り組みを推進する必要がある。

イ. 譲渡について

従来からの個人譲渡に加え、団体譲渡が活発に実施されている。譲渡を受けた団体はしつけや預かりを行いながら、独自のネットワークを通じて個人の譲渡先を探すこととなる。本市としても、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）との協働によって譲渡先の拡大を図っている。

ウ. マイクロチップの普及啓発について

所有者情報が記録されており、元の飼い主に返還する際の重要な手がかりとなるマイクロチップの装着は、令和元年公布の改正動物愛護管理法によって、販売業者について義務化され、一般飼い主等についても努力義務化される予定であり、社会全体としてマイクロチップの普及啓発を推進する動きがある。



(3) 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）との連携

ア. 犬猫の譲渡協力

収容された犬猫の個人への譲渡は三重県動物愛護推進センター（あすまいる）を活用し、新たな飼い主を県内から広域的に探している。また、市内でも出張譲渡会を開催するなど、新たな譲渡先の拡大に向けた取り組みを行なっている。

イ. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等の協力

本市は不妊・去勢手術が可能な施設を有していないことから、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施するTNR活動の支援を協働で行っている。

(4) ボランティア団体との連携

ア. 団体譲渡

近年は個人への譲渡数よりもボランティア団体への譲渡数が上回っており、殺処分の減少において大きな役割を果たしている。

イ. TNR活動

地域でのTNR活動はボランティア団体が大きな役割を担っており、現在の飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費補助では、ボランティア団体に自費負担分が発生してしまうため、より一層の補助金の拡充を求める声がある。

(5) 現状に関する委員からの意見

○収容施設について

・現在の施設は、一時収容施設であり、返還・譲渡等ができず一定期間を過ぎると殺処分が行われる仕組みであるために、そうならないよう、ボランティア団体が譲渡を受けて、個人の譲渡先を探さなければならない事態が発生している。

○人材確保の必要性について

・現状は獣医師1名が多くの実務をこなしており、余剰がない体制となっている。行政主体の施策の充実を図るためには、まず人材の確保から行う必要がある。

○ボランティア団体について

・ボランティア団体の開催イベントへの後援は、単なる名義貸しに過ぎず、効果的な支援にはならない。地域社会と協力しながら、主体的な活動を行うボランティア団体を育成していくことも行政の職務として捉える必要がある

○高齢化や単身世帯化への対応について

・深刻化する高齢化、単身世帯化によって、現実問題としてペットを手放さざるを得ない事態が多く発生しており、行政として何らかの対応が求められる。ペットを飼わずに繋がりを得る手段として、コミュニケーションロボットは選択肢になりえると考ええる。

○人と動物との共生の考え方について

・あくまで人間目線で捉えるのか、動物目線でも捉えるのかといった価値観の多様性が存在するが、それらを起点に議論を行い、一定の方向性を見出していければよいと考える。

5. ボランティア団体関係者との意見交換

(1) ボランティア団体関係者からの説明

ア. 「地域猫活動」について

猫は1年に3回の繁殖が可能のため、1組が1年後に20頭以上、2年後に80頭以上に増えてしまう恐れがある。猫に対する多様な価値観を尊重するために、不妊去勢手術によって望まれない命を増やさず、今ある命は幸せに暮らしてもらうことを目指している。

イ. 保護ボランティア団体の活動について

行政における相談窓口は四日市市保健所だが、マイナスイメージや案内のわかりづらさやから、保護ボランティア団体を頼るケースが多い。

子猫の保護にはミルク代、医療費等で最低2万円、保護中に生後6か月を過ぎた場合は不妊去勢手術代の約1万円も必要となる。里親からは一定額の協力金をもらうが、里親が決まらない場合は全額がボランティア団体の負担となる。活動資金は寄附金やチャリティグッズ販売が主体であるため、非常に苦しい運営状況である。また、保護収容施設を持たないために、預かりボランティアの協力が必要となるが、全ての命を救える状況にはない。

ウ. 四日市市に動物愛護センターが必要な理由について

①TNR活動の推進

現在は三重県動物愛護推進センター（あすまいる）がTNR活動における手術拠点となっているが、四日市市に手術拠点となる動物愛護センターがあれば、より円滑に活動が行えるようになる。

②動物愛護の普及啓発

動物とのふれあい教室などを開催することで、命を大切にする思いやりの気持ちを育むことができる。

③災害時における動物の救護対策の拠点

災害に備えた物資の備蓄、災害時の同行避難や適切な飼育指導などを情報発信する動物の救護対策の拠点とすることができる。

④保護収容動物の生きる機会の確保

保護収容動物の情報をホームページ等で発信し、定期的に譲渡会を開催することで、里親が見つかりやすくなり、保護収容動物の生きる機会を確保することができる。

⑤適正飼養に関する啓発と指導

しつけ教室や各種セミナーの開催や相談窓口の設置によって適正飼養に関する啓発や指導が行いやすくなる。

⑥ボランティアの参加促進

施設の運営の一部をボランティアに任せることで、市民のボランティア参加を促進できる。

エ. 不妊去勢手術費用補助に関する要望

飼い犬、飼い猫については、不妊去勢手術費用の補助を行わなくても、飼い主が全額負担で実施すると考えるため、その予算を用いて飼い主のいない猫への補助を拡充することを要望する。補助金額は地域猫における不妊去勢手術費用負担が実質ゼロとなる雄5,000円、雌10,000円が望ましい。令和2年度予算では雄5,000円、雌6,000円の補助に拡充されたが、雌の不妊手術は雄の去勢手術に比べて5割以上高額であるため、雌への補助をより拡充させるべきである。

オ. 保護猫カフェの現状について

保護の依頼を受け入れながら譲渡を実施しているが、譲渡にならず猫が溜まっていくため、飼養代や医療費が莫大になっていく。県外の動物愛護団体では多頭飼育崩壊が起こった事例もあり、懸念している。

三重県動物愛護推進センター（あすまいる）はTNR活動への支援として不妊去勢手術の無償実施を行っているが、情報共有の不足によって十分に活用できないことがあった。自治体と住民とボランティア団体が三位一体となって協力することでより効率的な活動ができるようになると思う。

（２）質疑応答

Q. 保健所による殺処分を防ぐためにボランティア団体が引き取るケースは、以前に比べて減少したと聞いたが、現状はどうなっているのか。

A. 各団体が連携を取り合うことで以前よりは改善している。飼養できる余裕があれば保健所から引き取っているが、全ての命を救えている状態ではない。

Q. 活動資金について確認したい

A. 保護猫カフェでは入店料と里親からの協力金を活動資金としているが、寄附金とボランティアの持ち出しに頼る団体もある。

Q. 保健所へのマイナスイメージから、市民はボランティア団体を優先して相談しているのではないか。

A. 確かにその傾向はあるが、保健所による実態の把握が必要と考えるため、相談を受けた際は保健所にも相談するよう案内している。

Q. ボランティア団体が引き受けた後に、里親が見つからない場合はどうなるのか。

A. 多頭飼育崩壊にならない限りは、ボランティア団体が引き続き飼養する。

Q. 里親に引き取られる割合はどの程度なのか。

A. 保護猫カフェでは約 20 頭中 15 頭が里親に引き取られた。

Q. 保健所による保護件数は減っていることから、野良猫自体は増えているのではないか。

A. 保健所による保護件数が減った原因はボランティア団体による保護件数が増えたためと考える。野良猫の総数はTNR活動の甲斐もあって徐々に減っていると感じる。

Q. 行政との連携体制について確認したい。

A. 桑名保健所からは、TNR活動の連絡を当日に受けることがあり、適切に連携できていないと感じる。四日市市保健所には、富田地区におけるTNR活動で入念に準備してもらった。

Q. 広域的に連携する行政側の仕組みがあれば、効率的に対応できるのではないか。

A. 動物愛護行政は広域的に連携する方が望ましいが、各自治体が予算を組んで実施する以上、それぞれの対応となるのはやむを得ないと思う。また、動物愛護団体が住民に向けて広く周知することは難しいため、行政が代わりに行う仕組みがあればよいと思う。

Q. 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）のどこに問題があり、なぜ本市に動物愛護センターが必要なのか。

A. 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）には以下の問題があると思う。

- ・災害時の対応を想定しておらず、ペットとの同行避難ができない。
- ・各保健所経由でしか犬猫を受け入れておらず、住民からは直接受け入れていない。
- ・施設の運営ボランティアを独自で募集しており、既存のボランティア団体との連携は行われていない。

・収容可能頭数が不十分である。

また、海外には、住民が気軽に動物に触れあえる動物愛護施設があり感銘を受けた。学校教育にも活用が期待できるため、そのような機能も検討してほしい。

Q. 市内の動物病院の多くは動物愛護センターの設置に積極的でないとのことだが、どのような状況なのか。

A. 三重県開業獣医師会を通じて市内の動物病院に動物愛護センターの設置の推進を呼びかけたが、多くの動物病院からは反応がなかった。

Q. 不妊去勢手術費用補助の拡充と、本市における動物愛護センターの設置を求めているが、優先順位はどのように考えているのか。

A. 不妊去勢手術費用補助の拡充によって実質負担がゼロとなれば、野良猫の減少につながると考えるため、早期の実施を希望している。動物愛護センターの設置については莫大な費用や時間が必要となるため、長期的な目標として捉えている。

Q. オスへの去勢手術とメスへの不妊手術では効果に違いがあるのか。

A. 去勢されていない1頭のオスが数多くのメスと繁殖してしまうことを考えると、メスに不妊手術を行う方が、繁殖の機会を確実に減らす効果がある。

(3) 委員間討議

・動物愛護センターの検討に向けては、動物愛護センターの定義を改めて確認する必要がある。

・マイクロチップの装着は根本的な解決に繋がりにくいと考えするため、飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術費用の補助の拡充を優先したほうがよい

・動物愛護センターの設置を求める意見は多いため、調査研究を開始すべきである。全国の事例などを確認する中で、本市にどのような施設が必要なのかを検討すべきである。

・動物愛護センターの設置は動物の命を救おうとする取り組みであるため、自治体の規模にとらわれず積極的に検討していくべきである。

・全国の地域猫活動において特徴的な事例を調査研究したい。

・動物愛護センターの設置を検討するにあたっては、行政としての公益性があるかどうかの視点も必要となる。

※動物愛護管理センターの定義

令和元年度公布の改正動物愛護管理法において、中核市、保健所政令市が設置する施設は「動物愛護管理センター」としての機能を果たすようにすることが規定されており、以下の業務が明示されている。なお、施設名称に関する規定は存在しないため、「動物愛護センター」や「保健所」という名称でもよいと考えられる。

- ①犬・猫の引取り、譲渡し等
- ②動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- ③その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

また、これに関連して、専門的な知識を有する動物愛護管理担当職員の配置が規定されている。本市においては、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき動物愛護管理担当職員（獣医師）3名が配置されている。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年6月19日法律第39号)

(動物愛護管理センター)

第三十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第三項並びに第四十一条の四において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる。

6. 分科会における論点整理

①飼い主のいない猫への避妊手術費用補助の拡充が必要

飼い主のいない猫への避妊・去勢手術費用補助として、令和2年度では雄5,000円、雌6,000円の補助を実施しているが、雌の避妊手術費用補助については実施者の費用負担が発生する水準となっている。TNR活動をさらに支援していくため、実施者の費用負担が発生しなくなる水準（9,000円程度）にまで補助を拡充する必要がある。

②殺処分ゼロに向けた新たな取り組みが必要

犬猫の殺処分数は、保健所による引き取りの厳格化やボランティア団体等が行うTNR活動などによって減少傾向にあるが、既存施策だけで殺処分ゼロを達成することは難しい状況にある。そのため、引き取り動物の収容期限の見直し、ボランティア団体等が行う飼い主のいない犬猫の一時預かり、譲渡活動への支援など、殺処分ゼロを達成するための新たな取り組みを検討する必要がある。また、現在公表されている殺処分数は、重篤な病気などのやむを得ない事由によるものが含まれ、救えた命の数は把握できない。殺処分ゼロの達成に向けて一丸となって取り組んでいくため、事由ごとの殺処分数を公表する必要がある。

③ボランティア団体等との継続的な協議が必要

ボランティア団体等はTNR活動や譲渡活動等、様々な愛護活動に携わっているが、活動継続に多くの負担が発生している状況にある。ボランティア団体等との活動が円滑に行われるよう、効果的な支援策や動物愛護に係る課題に対する新たな取り組みについて、市とボランティア団体等が継続的な協議を実施する必要がある。

④本市独自の動物愛護センターの設置検討が必要

令和元年度公布の改正動物愛護管理法は、各自治体が「動物愛護管理センター」の機能を果たすことを求めているが、本市では一時収容施設の老朽化などの課題が散見されている。また、大規模災害の発生時には、多数の動物が被災することが想定されるが、既存施設で収容できる避難体制は整っていない状況にある。改正動物愛護管理法が求める機能の強化を図るとともに、動物に対する災害対策の拠点として、本市独自の動物愛護センターの設置を検討する必要がある。加えて、近々起こりうる災害に備え避難所運営体制の構築に取り組む必要がある。

⑤将来を見据えた職員体制の整備が必要

令和元年度公布の改正動物愛護管理法によって拡充された業務に対応するとともに、ボランティア団体等との新たな協働や施設課題の改善などを実施していく必要があるが、現在の担当職員は既存の業務に追われている状況にある。法令等で定められる業務に対応しながら、本市独自の発展的な取り組みを実施していくため、将来を見据えた職員体制の整備を行う必要がある。その中においては、国家資格として新たに創設される愛玩動物看護師の活用や支援なども検討する必要がある。

⑥広域的な情報連携体制の構築が必要

行政とボランティア団体等との迅速な情報共有は、TNR活動などにおいて重要となるが、対応は自治体や保健所管轄ごとに異なっており、一部地域では連絡遅滞が生じている。三重県、県内各市町、ボランティア団体等と協力して、迅速かつ広域的な情報連携体制を構築する必要がある。

⑦犬猫の引き取り、譲渡にかかる手続きの見直しが必要

本市では、四日市市保健所が犬猫の引き取りを行い、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）とともに新たな飼い主を募集し、譲渡を行っているが、譲渡に必要な手続きの多くが津市にある三重県動物愛護推進センター（あすまいる）で行われるため、利用しづらい状況にある。利便性向上に向けて、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の理解を得ながら手続きの見直しを図る必要がある。

7. 分科会協議のまとめ

以上のとおり、当分科会では、本市の動物愛護管理行政の現状を確認した後に、ボランティア団体からの意見交換を実施し、今後の検討事項等について議論を重ねてきました。その後は、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）などへの視察を通じた調査研究を行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の開催が困難な状況になりました。このような状況を受けまして、委員からは調査研究を続けるべきとの意見もありましたが、事態収束の目途が立たないことや令和元年公布の改正動物愛護管理法への対応は急務であることなどを勘案して、現段階での調査内容をもって報告書を取りまとめることといたしました。

人と動物との共生については多様な価値観が存在します。動物が好きな人や動物に関心のない人を含めた多くの市民の価値観を尊重しながら施策を行っていく必要があります。行政においては、当分科会及びボランティア団体等の意見も参照の上、多くの市民に寄り添う動物愛護管理行政に努められることを強く望むとともに、具体的な方針の策定に当たっては、その進捗につき、議会に対しても報告及び協議がなされることを求めます。そして、新型コロナウイルス感染を取り巻く状況が収束した暁には、所管委員会や新たな会議体が調査研究を引き継ぎ、行政やボランティア団体等とともに施策を発展させていくことを強く求め、当分科会における調査研究報告といたします。